

第47号 答 申

第1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、異議申立人の公開請求の対象となる行政文書を一部公開とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 平成16年2月5日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、名古屋市立大学医学部及び名古屋市立大学病院（以下「市大」という。）に関する下記の文書の公開請求を行った。

(1) 平成14年度及び平成15年度に他病院で勤務した医師、教員、大学院研究生及び大学院生の氏名、所属及び勤務した病院名の分かるもの（以下「本件公開請求①」という。）

(2) 平成10年度から平成15年度までの間に名義貸しを行った、もしくは名義貸しに関与した医師、教員、大学院研究生及び大学院生の氏名及び所属並びに名義貸しのあった病院名の分かるもの（以下「本件公開請求②」という。）

2 同月19日、実施機関は、本件公開請求①に対しては、平成14年度及び平成15年度の兼業許可申請書及び兼業許可申請依頼書（以下「本件許可申請書」という。）を特定し、そのうち大学院研究生及び大学院生（以下「研究生等」という。）に係るものは不存在であるため、医師及び教員に係るもののみを公開するとともに、本件公開請求②に対しては、医師の名義貸し等に関する調査票（以下「本件調査票」という。）を特定し、次の理由により非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

本件調査票は、公にしないことを条件として個人から任意に提供された情報であり、その条件を付したことが合理的であると認められるため、条例第7条第1項第6号に該当する。なお、平成10年度から平成13年度までについては、本件調査票は不存在である。

3 同月24日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議

申立てを行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分の取消しを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び反論意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

名義貸しの行為は、名義を借りた病院側の診療報酬の不正受給につながり、詐欺罪に問われるケースに発展することもある。刑事訴訟法（昭和23年法律第131号。以下「刑訴法」という。）第239条第2項は「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。」と規定している。実施機関は、本件調査票を「任意に提供された情報である」と主張しているが、市大の教員及び職員は公務員であり、市大が情報の提出を求めることについて法的権限がない、というのは納得できない。

診療報酬の不正受給は、公費に損失を与えるものであり、被害者は税金を納めている市民であると言える。言い換えれば、市民の財産を不当に侵害する行為である。したがって、本件調査票の情報は、条例第7条第1項第6号ただし書に規定する「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められるもの」に該当するのであり、実施機関は、情報を積極的に公開するべきである。

また、実施機関は、本件調査票の情報についてすべて公開しないとしているが、すでに市大は厚生労働省に対して本件調査票の情報を提供している。よって、「公にしないとの条件で任意に提供した情報」という非公開理由の前提はすでに崩れている。そして、市大が公にしないので調査に協力してほしいと要請し、本件調査票を提出させたときとは、明らかに情勢は変化しているので、実施機関の非公開の主張は、条例の趣旨とそぐわない。

第4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

実施機関における、医師の名義貸し等に関する調査（以下「本件調査」という。）は、文部科学省からの医師の名義貸し等の実態把握及び防止対策に関する調査依頼（以下「本件調査依頼」という。）に基づき、市大に何らかの身分で在籍する医師（以下「本件調査の対象となる医師」という。）につ

いて行われたものである。文部科学省に対する報告事項は、名義貸しを行っていた者等の人数、今後の対応及び解消策のみであり、情報提供者の氏名等については、文部科学省に対し、より正確な報告をするために市大が独自の基礎資料として調査を行ったものである。したがって、より正確な報告をするためには、公にしないとの条件を付することが必要であり、公にしないという条件を反故にして本件調査票の情報を公開すれば、市大内において培われた信頼関係が回復不可能なまでに崩壊することは明白である。

また、異議申立人は、本件調査票の情報が条例第7条第1項第6号ただし書に該当すると主張するが、本件調査は、本件調査の対象となる医師について、名義貸しの有無を申告させるものであり、実施機関は診療報酬の不正受給の有無に関しては情報を保有していない。また、市大が関連した名義貸しの状態はすでに解消されており、本件調査票の情報を公開しなければ保護できないような将来にわたる市民の財産の侵害の状態は存在しない。

第5 審査会の判断

1 争点

本件調査票に記載された情報が条例第7条第1項第6号に該当するか否か（以下「争点①」という）、研究生等に係る本件公開請求①の対象となる文書が存在するか否か（以下「争点②」という。）及び平成10年度から平成13年度までに係る本件公開請求②の対象となる文書が存在するか否か（以下「争点③」という。）の3点が争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 争点①について

当審査会は、まず、争点①について判断する。

(1) 医師の名義貸しについて

医師の名義貸しとは、医師が保険医として登録された医療機関において勤務の実態がないことをいう。この中には、非常勤的な勤務実態でありな

がらその医療機関の管理者たる保険医として登録されていた場合も含まれる。

(2) 本件調査票の内容について

本件調査票は、実施機関が本件調査を行った際に、本件調査の対象となる医師により提出されたものである。本件調査票には、本件調査の対象となる医師の氏名や職名・在籍身分等の他に、勤務した保険医療機関名、常勤・非常勤の別、従事期間、名義貸し事実の有無及び名義貸しがあった場合の学内組織の関与の有無等の情報が記載されている。

(3) 条例第7条第1項第6号該当性

実施機関は、本件調査票の情報が条例第7条第1項第6号に該当するとして非公開としたので、当審査会はこの点について判断する。

ア 本号は、第三者が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報のうち非公開とするものについて定めたものである。

本号に該当するためには、個人又は法人等が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であること及び当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものであることの2つの要件を満たすことが必要である。

イ まず、本件調査票の情報が、個人又は法人等が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であるか否かを判断する。

当審査会の調査によると、本件調査依頼において、文部科学省に対する回答事項は、調査対象人数、名義貸し等を行った者の数及び名義貸し等についての防止方策のみであったにもかかわらず、実施機関は、文部科学省に対してより正確な回答を行うと同時に、市大において名義貸しの問題を自主的に改善するためには正確な情報が必要であると考え、「強制はできないが、市大の自浄努力のためにも必要であるから、協力してほしい」「調査結果は決して公表しない」ということを本件調査の対象となる医師に明確に伝えた上で本件調査票を用いて本件調査を行ったことが認められる。

したがって、本件調査票の情報は、本件調査の対象となる医師が実施機関の要請を受けて公にしないとの条件で任意に提供した情報であると認められる。

なお、異議申立人は、刑訴法第239条第2項の規定により、市大には

情報を提出させる法的権限がある旨及び本件調査票の情報をすでに厚生労働省に対して提供しているため、任意提供情報であるという非公開理由の前提はすでに崩れている旨主張する。

しかし、同項は、犯罪行為があることを職務執行にあたって発見した場合に、行政機関に対して刑事司法の運営についての協力義務を課しているものであり、行政機関に対して犯罪性の有無に関する情報を提出させる法的権限を与えているものとは認められない。

また、実施機関が厚生労働省に本件調査票の情報を提供する際には再度本件調査の対象となる医師の同意を得たうえで行っていることが認められることから、現在もなお、本件調査票の情報は任意に提供された情報であると認められる。

したがって、異議申立人の主張は採用できない。

ウ 次に、実施機関が本件調査票を提出させるに当たり、公にしないとの条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものであるか否かを判断する。

まず、仮に実施機関が「公にしない」との条件を付することなく本件調査の対象となる医師に本件調査票を記載し提出させた場合、次の理由により事実を正確に記載しないおそれがあることは十分考えられ、実施機関が「公にしない」との条件を付したからこそ、本件調査票に事実が正確に記載されたと思われる。

(ア) 医師が名義貸しに当たる行為を行っていたとしても、名義を借りた医療機関による診療報酬の不正受給に、必ずしも当該医師が関与していたとはいえない。

すなわち、本件調査の対象となる医師の中には、非常勤医師として勤務し、非常勤医師としての報酬を受け取っているにもかかわらず、当該医師本人の関知しないところで、勤務していた医療機関により常勤の医師として登録されていた場合があることが認められた。このような状況下で実施機関が本件調査票の情報を公開した場合、任意に情報を提供した当該医師が不当な社会的非難を受ける可能性があることは否定できない。

(イ) 当該医師本人の関知しないところで、勤務していた医療機関により常勤の医師として登録されていた場合には、当該医師本人ですら、自分が名義貸しに当たる行為を行っているかどうかを自ら勤務する医療機関に問い合わせしなければ判明しない。

とりわけ地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」と

いう。)第38条第1項の適用がなく、本件許可申請書の提出が必要とされていない研究生等の名義貸しの有無の情報を実施機関が収集するためには、当該研究生等に対して、直接医療機関に問い合わせるよう依頼する以外に方法はない。

(ウ) 当該医師が故意に名義貸しに当たる行為を行っていた場合には、保険医の取消し等の処分をおそれて、一般的に当該医師が事実を正確に記載しないおそれがあることは否定できない。

次に、公にしないとの条件の合理性の判断に当たっては、情報の取得後の事情の変化も考慮する必要がある。確かに実施機関は厚生労働省に対して本件調査票の情報を提供しているが、その後、厚生労働省が本件調査票の情報を広く一般に対して公にしたという事実は確認されておらず、情報の取得後に考慮すべき事情の変化があったとは認められない。

したがって、公にしないとの条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められる。

エ 次に、異議申立人は、診療報酬の不正受給は、納税者である市民の財産を不当に侵害する行為であり、本件調査票の情報は、条例第7条第1項第6号ただし書に該当するため公開すべきである旨主張するので、この点について判断する。

本件調査票の情報が同号ただし書に該当するためには、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公開することが必要であると認められなければならない。

確かに、診療報酬の不正受給は、税金の不当な支出に結びつく可能性があることは否定できないところである。しかし、本件調査票の内容はすべて本件調査の対象となる医師本人からの申告に基づくものであり、本件調査票の情報からは診療報酬の不正受給の有無について判断することはできない。したがって、本件調査票の情報が同号ただし書に該当するとは認められない。

(4) 以上のことから、本件調査票の情報は、条例第7条第1項第6号に該当すると認められる。

4 争点②及び③について

次に、争点②及び③について判断する。

(1) 本件許可申請書は、地公法第38条第1項に基づき、一般職に属する地方公務員から提出されるものであり、上記3(3)ウ(i)で述べたように、研究生等については、本件許可申請書の提出は必要とされていない。

したがって、研究生等に係る本件公開請求①の対象となる文書は存在しないと認められる。

(2) 本件調査の対象となる期間は平成14年度及び平成15年度であり、実施機関は平成10年度から平成13年度までについては、調査を行っていない。

したがって、平成10年度から平成13年度までに係る本件公開請求②の対象となる文書は存在しないと認められる。

5 上記のことから、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成16年 3 月11日	諮問書の受理
3 月16日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
4 月20日	実施機関の弁明意見書を受理
4 月22日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
6 月30日	反論意見書の受理
7 月20日 (第46回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
8 月24日 (第47回審査会)	調査審議
9 月13日 (第48回審査会)	調査審議
12月17日 (第51回審査会)	調査審議
平成17年 1 月17日	答申